

市民参加実施結果シート

結果 (途中・終了)
平成31年4月1日時点

担当課(都市計画課)

2 市民参加の手續 実施結果について	
通称	景観条例の改正
名称	流山市景観条例の一部を改正する条例
概要	<p>・市内の屋外広告物等は、現在、千葉県屋外広告物条例に基づく許可・指導とあわせて、流山市景観計画において行為の制限を規定している。今後も、良質な景観形成の誘導を図っていくためには、広告物の指導・運用を一体で図る必要があることから、市独自の条例の制定作業を進めているところである。</p> <p>・屋外広告物等の表示・設置に関する手続きについては、景観第16条の届出対象適用除外となるが、良質な景観形成を図るためには、建築物や工作物等と同様に、広告物等についても、配置やデザイン、色彩等について、事前に設置者と協議することが適切と考える。</p> <p>・このことから、流山市景観条例を改正し、流山市広告物条例の許可対象物件等について、事前協議書の提出を定めるものである。</p>
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	<p>・条例改正の主旨を分かりやすく説明するため、関連する「(仮称)流山市広告物条例(素案)」に関するパブリックコメント及び意見交換会を同時に行った。</p> <p>・その結果、「(仮称)流山市広告物条例(素案)」に対し14人の者から34件の意見が提出されたことから、関連する条例案と同時に市民参加条例に一定の効果があったものとする。(当該条例改正案に対しては、(仮称)流山市広告物条例(素案)を補足するための改正であることから、意見等はなかった。)</p>

(1)市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	<p>意見交換会: 直接、具体的な意見・提案をいただくため</p> <p>パブコメ: できるだけ多くの市民等から意見をいただくため</p>
--------------------------------	---

市民参加の手法	開催告知日	募集期間	受付方法	開催日等	人数等	人数構成内訳	結果の公表	意見の反映	工夫したこと	その他特記事項
パブリックコメント	<p>< HP > 平成30年6月4日 ~</p> <p>< 広報紙 > 平成30年6月1日号</p> <p>< 出張所・公民館 > 平成30年6月4日 ~</p>	<p>< 意見募集期間 > 平成30年6月4日 ~ 平成30年7月3日 合計30日間</p>	<p>ファクシミリ 郵送 電子メール 書面の持参</p>		意見数 0件		<p>< HP > 平成30年8月24日</p>	<p>意見を反映した(案を修正した)</p> <p>○ 案を修正しなかった</p> <p>その他</p>	<p>・直近の許可手続きを行った広告物事業者に対して案内通知を送付(約85件)した。</p>	
意見交換会	<p>< HP > 平成30年6月4日 ~</p> <p>< 広報紙 > 平成30年6月1日号</p>			<p>・平成30年6月22日 流山市役所</p> <p>・平成30年6月23日 流山市役所</p>	<p>参加者</p> <p>・平成30年6月22日 11名</p> <p>・平成30年6月23日 4名</p>		<p>< HP > 平成30年8月24日</p>	<p>意見を反映した(案を修正した)</p> <p>○ 案を修正しなかった</p> <p>その他</p>	<p>・直近の許可手続きを行った広告物事業者に対して案内通知を送付(約85件)した。</p> <p>・平日夜と土曜日に実施することで、参加できる機会を増やせるよう努めた。</p>	

(2)実施された市民参加の流れ

.....→ *継続的なもの

市民参加の手法	平成30年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
パブリックコメント	素案の作成等→	パブリックコメント実施6月4日～7月3日 議会説明5月21日、5月22日		パブコム結果公表8月24日 議会説明8月20日、8月21日	市議会8月30日～10月2日	議決10月2日 公布10月10日		周知期間			施行
意見交換会			案内書郵送 6月6日	意見交換会実施6月22日、6月23日	意見交換会 議事録公表8月24日	市議会8月30日～10月2日	議決10月2日 公布10月10日		周知期間			施行